



もりの森林を未来へつなごう!

森林環境税の仕組み

さかの森林を県民みんなで支えていくため、すべての県民に等しく負担していただく「県民税均等割」に上乗せする方法(超過課税)により納めていただいています。

納税義務者

個人 (その年の1月1日現在で)
 県内に住所がある方
 県内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷を持っている方
 ※非課税となる方
 生活保護法による生活扶助を受けている方、障害者、未成年等で前年所得金額が一定額以下の方など

法人 県内に事務所又は事業所を有する法人など

税率

個人 年額500円(個人県民税均等割額の納税義務者が対象)

法人 資本金等の額の区分により1,000円~40,000円が加算されます

課税期間 5年間(5年後に効果などを検証し、必要に応じて制度を見直します)

個人 平成25年度~平成29年度

法人 平成25年4月1日~平成30年3月31日の間に開始する事業年度分

税込規模 約2億4千万円(平年ベース)

税込の管理 基金により管理し、「さかの森林再生事業」に使いみちを限定します



県産木材利用推進プロジェクト
 マスコットキャラクター「モクリン」

お問い合わせ先

佐賀県
<http://www.pref.saga.lg.jp/>
 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
 詳しくはホームページをご覧ください

佐賀県森林環境税 **検索**

- 豊かな森林づくり・税の使いみちに関すること
 農林水産部 森林整備課
 TEL : 0952-25-7134 FAX : 0952-25-7312
 mail:sinrinseibi@pref.saga.lg.jp
- 税の仕組みに関すること
 総務部 税政課
 TEL : 0952-25-7021 FAX : 0952-25-7294
 mail:zeisei@pref.saga.lg.jp



もりの さかの森林

「佐賀県森林環境税」を活用して
 県内各地で森林づくりが進んでいます。



平成28年度

森林環境税は『豊かな森林づくり』と『県民みんなで森林を守り育てる意識を高めること』を目的とした税制度です。
 水源のかん養や洪水・土砂崩れ防止機能など私たちの身近な生活環境を守る上で重要な役割を果たしている森林を県民共有の財産として守り育てるため、森林環境税は役立てられています。